

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告示
 ○競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 二五八

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二五九

○土砂災害警戒区域の指定を解除する件 二六〇

○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 二六一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 二六二

公告
 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 二六三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 二六四

○採石業務管理者試験を実施する件 二六五

○河川整備基本方針を定めた件 二六六

○港湾計画の変更の概要を公告する件 二六七

○一般競争入札を行う件 二六八

福島県企業局
 ○福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二六九

○福島県病院局
 ○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二七〇

告示
 ○福島県告示第三百六十六号
 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までにその認定をする福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法に

告 示

福島県告示第三百六十六号

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までにその認定をする福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法に

より福島県庁舎、福島県合同庁舎等の公有財産の維持管理に関する業務の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格については、競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）第二の各号列記以外の部分及び第二号中「七月一日」とあるのは「七月一日（警戒区域等（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されたとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があった個人又は本店があった法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内のみ支店があった法人については、平成二十三年三月十一日又は平成二十四年七月一日のいずれか）」とする。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平
 （施設管理課）

福島県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 一 いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の一・二の二・三の四・五の八三から二の八五まで、二の八七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二の五から二の七まで、二の一から二の一三まで、二の一六、二の二六四から二の一六七まで、池ノ尻一、小幡四〇の一、四〇の七、四一、関口五六、五七七の七、信田御代三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三三、常磐上湯長谷町嶽道九〇の一、九〇の四、九三の一、九三の一八、辰ノ口一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 湯ノ岳二の一・二の一六六・二の一六七（以上三筆について次の図に示す部

三崎	区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
	いわき市小名浜下神白字三崎		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

福島県告示第三百六十八号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
 平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 嶽道九一（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 保安林として指定された目的土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の三、沢田四九の一、四九の四、四九の五、常磐上湯長谷町嶽道九一
- 二 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
沼尻沢	いわき市内郷綴町高野作	土石流	次の図のとおり
沼尻沢右支	市内郷綴町高野作	土石流	
沼尻沢右支上流	市内郷綴町高野作	土石流	
諏訪作沢右支	市平絹谷字諏訪作	土石流	

福島県告示第三百七十号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 （砂防課）

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
三崎	いわき市小名浜下神白字三崎	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

福島県告示第三百六十九号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。
 平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 （砂防課）

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
沼尻沢	いわき市内郷綴町高野作	土石流	次の図のとおり
沼尻沢右支	市内郷綴町高野作	土石流	
沼尻沢右支上流	市内郷綴町高野作	土石流	
川前沢	市平下荒川字川前	土石流	
吉野谷左支	市平吉野谷字南作	土石流	
吉野谷右支	市平吉野谷字南作	土石流	

山之入沢	市平下高久字山ノ入	土石流
川前沢	市平下荒川字川前	土石流
吉野谷左支	市平吉野谷字南作	土石流
吉野谷右支	市平吉野谷字南作	土石流
内之草沢	市平豊間字内之草	土石流
恵比須内	市平上山口字恵比須内	急傾斜地の崩壊
小館	市平下高久字山ノ入	急傾斜地の崩壊
牛転	市平下高久字牛転	急傾斜地の崩壊
吉野作2号	市平谷川瀬字吉野作	急傾斜地の崩壊
辰ノ口	市平藤間字辰ノ口	急傾斜地の崩壊
喜藤作	市平鎌田字喜藤作	急傾斜地の崩壊
勝膳向	市平字上神谷字勝膳向	急傾斜地の崩壊
三崎	市小名浜下神白字三崎	急傾斜地の崩壊

内之草沢	市平豊間字内之草	土石流
恵比須内	市平上山口字恵比須内	土石流
小館	市平下高久字山ノ入	急傾斜地の崩壊
牛転	市平下高久字牛転	急傾斜地の崩壊
吉野作2号	市平谷川瀬字吉野作	急傾斜地の崩壊
辰ノ口	市平藤間字辰ノ口	急傾斜地の崩壊
喜藤作	市平鎌田字喜藤作	急傾斜地の崩壊
勝膳向	市平字上神谷字勝膳向	急傾斜地の崩壊
三崎	市小名浜下神白字三崎	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第二百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年七月六日
- 二 名称
NPO法人復興未来福島
- 三 代表者の氏名
渡辺 昇
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市森合字屋敷下一番地の十七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、復興、並びに除染、瓦礫処理作業員の宿泊施設等の情報提供に関する事業を行い、被災者及び地域住民に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十二日

二 名称

特定非営利活動法人ライフケア

代表者の氏名

橋本 俊彦

主たる事務所の所在地

福島県田村郡三春町八島台六丁目八番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、福島に住む人及び県内外から集うすべての人に対して、災害の予防、支援、復興に関する事業を行い、人々が尊厳を持って安全に暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年七月十三日

二 名称

特定非営利活動法人福島農業復興ネットワーク

代表者の氏名

伊藤 房雄

主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町字古屋敷六十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県で暮らす人々に対して、農業を通じて生涯安全・安心な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十日

二 名称

特定非営利活動法人わかば自然楽校

代表者の氏名

高梨 光一

主たる事務所の所在地

福島県会津若松市大塚二丁目四番地三十二

五 定款に記載された目的

この法人は、会津・磐梯エリアに生活する人、また訪れる人に対して、エリアの環境資源・人的資源を有効に活用して、持続可能な社会づくりのために環境教育の実践の機会を増やしていくことを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年七月二十日

二 名称

特定非営利活動法人ふれあいづスマイル

代表者の氏名

小沼 美保

主たる事務所の所在地

福島県会津若松市東千石一丁目一番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十一回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験日時

平成二十四年十月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験の場所

郡山市労働福祉会館大ホール（郡山市虎丸町七番七号）

三 受験願書の提出期間

平成二十四年八月十七日（金）から同年九月十一日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

公告第二百二十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定により、河川整備基本方針を次のとおり定めた。

この方針に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

河川整備基本方針の名称 二級河川鮫川水系河川整備基本方針

（河川計画課）

公告第二百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、小名浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十四年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要を公告する件（平成十九年公告第五百十号）によりその概要を公告した小名浜港港湾計画について、平成三十年代前半における取扱貨物量を二千二百七十万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(一) 水域施設計画

ア 航路	地区名	名	水深（メートル）	幅員（メートル）
東港	中央航路		二〇～二二	三三〇

イ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東港	二〇	六
同	一一	一

ウ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東港	二〇	七三
同	一一	六

(二) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
東港	公共用	二〇	一バース	一般船用
同	同	一四	一バース	同
同	同	一一	一バース	同

(三) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
東港	六

四 土地造成及び土地利用計画

(単位 ヘクタール)

東港	三二一	一五			一	六				五四
地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交流拠点用地	工業用地	交通機能用地	緑地	レクリエーション施設用地	危険物取扱施設用地	廃棄物取扱施設用地	合計

注一 今回変更に係る地区についてのみ記載した。

注二 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

(五) その他の計画

大規模地震対策施設

地区名	東港	港	湾	施	設
		岸壁	水深二〇メートル	一	バース

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾線形課

(総 覧)

公告第223号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成24年7月31日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
ア ローターリ除雪車Ⅳ(2.2m級) 1台
イ 除雪ドーザーⅧ(19t級) 1台
ウ 除雪ドーザーⅨ(19t級) 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年1月31日(木)
- (4) 納入場所
ア 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
イ 福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)
ウ 福島県山口土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年8月20日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年8月8日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のイに掲げる物品等 平成24年8月27日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成24年8月27日(月)午後2時20分 福島県出納局入札用度課
ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成24年8月27日(月)午後2時40分 福島県出納局入札用度課

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Rotary Snow PlowⅣ (2.2m class) 1
 - ② Tractor with Snow PlowⅧ (Wheel Type 19t class) 1
 - ③ Tractor with Snow PlowⅨ (Wheel Type 19t class) 2
- (2) Time-limit of tender (by hand) :
 - ① 2 : 00 p.m., 27 August 2012
 - ② 2 : 20 p.m., 27 August 2012
 - ③ 2 : 40 p.m., 27 August 2012
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 24 August 2012
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumachō, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県企業局

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する
規程をここに公布する。

平成24年7月31日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部
を改正する規程

福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(昭和44年福島県
企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項第2号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策
基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定により同項の警戒区域(以下単に「警
戒区域」という。)に設定されることとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間に
おける当該区域と同一の区域のうち平成23年4月21日の本部長指示があるまでの間に
おける当該本部長指示により警戒区域に設定されることとされた区域」を「帰還困難区
域に設定されることとされた区域」に改め、同項第3号中「居住者等が避難のための立
退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間に
おける当該区域と同一の区域のうち、平成23年4月22日の本部長指示があるまでの間に
おける当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域」を
「居住制限区域に設定されることとされた区域」に改め、同項第4号を削る。

附則第5項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号のうち原子炉建屋(管理者が定めるものに限る。)内において行う作
業 40,000円

附則第5項第7号を削り、同項第6号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項
第8号とし、同項第5号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第7号とし、
同項第4号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中
「10,000円(心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあって
は、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)」を「6,600円」に改め、同号
を同項第5号とし、同項第2号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第4号
とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げる作業以外の作業であって、故障
した設備等を現場において確認するもの(管理者が定めるものに限る。) 20,000
円

(3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げる作業以外の作業 13,300円
附則第7項中「附則第5項第3号、第5号」を「附則第5項第5号」に改め、「(平
成23年4月22日前に従事した作業を除く。)」を削る。

附則に次の5項を加える。

9 当分の間、職員が東日本大震災に対処するための作業として次に掲げる作業に従事
したときは、災害応急作業等手当を支給する。

- (1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替
えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定により
同項の警戒区域に設定されることとされた区域において行う作業(附則第4項各号
に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとさ
れた区域において行う作業を除く。)
- (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立

退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第4項各号及び前号に掲げる作業並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとされた区域において行う作業を除く。）

- 10 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき6,600円
 - (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき1,330円
 - (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行う作業 作業1日につき5,000円
 - (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行う作業 作業1日につき1,000円
- 11 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合又は附則第5項各号のいずれかに掲げる作業及び前項各号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。
- 12 前項の規定の適用がある場合における附則第7項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第5項及び第11項」とする。
- 13 附則第10項第1号又は第3号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急等手当の額は、附則第10項及び第11項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの規程の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行った作業であつて、改正後の規程の規定を適用したとされるならば改正後の規程附則第5項第5号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとされるならば改正後の規程附則第5項第1号から第3号まで又は附則第10項第1号に掲げる作業に該当することとなる作業を除く。）及び改正後の規程の規定を適用したとされるならば改正後の規程附則第5項第6号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとされるならば改正後の規程附則第5項第1号から第5号まで若しくは第7号又は附則第10項第1号から第3号までに掲げる作業に該当することとなる作業を除く。）を行った場合について適用する。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年7月31日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

- 附則第8項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第2号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により同項の警戒区域（以下単に「警戒区域」という。）に設定されることとされた区域又は当該本部部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち平成23年4月21日の本部部長指示があるまでの間における当該本部部長指示により警戒区域に設定されることとされた区域」を「帰還困難区域に設定されることとされた区域」に改め、同項第3号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち、平成23年4月22日の本部部長指示があるまでの間における当該本部部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域」を「居住制限区域に設定されることとされた区域」に改め、同項第4号を削る。
- 附則第9項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行う作業 40,000円

附則第9項第7号を削り、同項第6号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第8号とし、同項5号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「10,000円（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を「6,600円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの（管理者が定めるものに限る。） 20,000円
 - (3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げる作業以外の作業 13,300円
- 附則第11項中「附則第9項第3号、第5号」を「附則第9項第5号」に改め、「（平成23年4月22日前に従事した作業を除く。）」を削る。

附則第23項中「附則第11項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第29項とし、附則第22項中「附則第10項から第12項」を「附則第21項から第23項」に改め、同項を附則第28項とし、附則第21項中「附則第8項」を「附則第19項」に、「附則第10項」を「附則第21項」に改め、同項第1号中「附則第9項第1号」を「附則第20項第1号」に改め、同項を附則第27項とし、附則第20項中「附則第11項」を「附則第22項」に改め、同項を

附則第26項とし、附則第19項中「附則第12項」を「附則第23項」に改め、同項第2号中「附則第12項第2号イ」を「附則第23項第2号イ」に改め、同項を附則第25項とし、附則第18項中「附則第8項、附則第10項及び附則第11項」を「附則第19項、第21項及び第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第17項中「附則第8項、附則第10項」を「附則第19項、第21項」に改め、同項を附則第23項とし、附則中第16項を第22項とし、第15項を第21項とし、附則第14項中「附則第16項」を「附則第27項」に改め、同項を附則第20項とし、附則中第13項を第19項とし、第12項の次に次の6項を加える。

13 当分の間、東日本大震災に対処するための作業として次に掲げる作業に従事した病院事業職員については、第11条各号に掲げるもののほか、病院事業職員の特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定により同項の警戒区域に設定されることとされた区域において行う作業（附則第8項各号に掲げる作業及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとされた区域において行う作業を除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（附則第8項各号及び前号に掲げる作業並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定されることとされた区域において行う作業を除く。）

14 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行う作業 6,600円
- (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行う作業 1,330円
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行う作業 5,000円
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行う作業 1,000円

15 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合又は附則第9項各号のいずれかに掲げる作業及び前項各号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。

16 前項の規定の適用がある場合における附則第11項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第9項及び第15項」とする。

17 附則第14項第1号又は第3号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急等手当の額は、附則第14項及び第15項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

18 同一の日において、第11条各号のいずれかに掲げる手当の支給を受ける職員が附則第13項に規定する災害応急作業等手当の支給を受ける作業に従事した場合には、第22条第3項の規定にかかわらず、それらの手当の額を合計した額を支給する。

附 則

1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

2 改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以

下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの規程の施行の日の前日までの間において、病院事業職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行った作業であつて、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第9項第5号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第9項第1号から第3号まで又は附則第14項第1号に掲げる作業に該当することとなる作業を行つた場合を除く。）及び改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第9項第6号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規程の規定を適用したとするならば改正後の規程附則第9項第1号から第5号まで若しくは第7号又は附則第14項第1号から第3号までに掲げる作業に該当することとなる作業を除く。）を行つた場合についても適用する。

（病院総務課）